

第二節 兵庫津と商業

1 尼崎藩治下の兵庫津

松平氏の 宝永八年（一七二一）二月、青山氏に代わって松平氏が尼崎藩主となった。その翌年（正徳二年）支配 二月着任した兵庫奉行の一宮弥五左衛門は、兵庫津支配の大綱を示した「条々」を出した。これは先の貞享二年（一六八五）の「条々」を踏襲しながら、新たに規定されたところもあり、全六〇条に増えている。

まず幕府・藩の法令遵守を命じ、ついでキリシタン宗徒の密告奨励、宗徒を隠した場合の五人組・組頭・惣代・名主の連座処罰をあげ、さらに家族道徳については、父母に孝行、夫婦兄弟仲間は親しみ、下人は主人に従うという儒教的道徳を述べている。一方寺社に対しては、小庵・小祠といえども新規に建立することを禁じ、仏事葬礼を簡素化し、新規の祭礼を禁じた。また人身売買・未届けの鉄砲所持・博奕賭勝負・徒党を組むことも禁じ、喧嘩両成敗をうたっている。これらは尼崎藩独自のものではなく、幕府の定めた法令によっている。

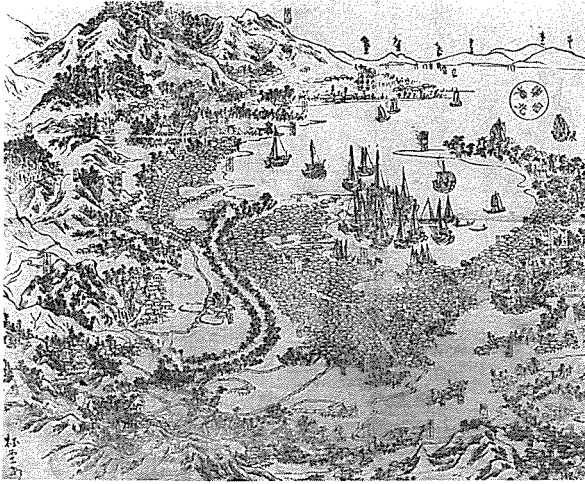


写真 71 兵庫津細見図

物権・相続・商業上の訴訟の取扱いは、貞享の「条々」を踏襲している。

宿駅に關しても貞享二年の条目を踏まえながら、新たに旅人の病氣はすぐ医者を呼び手当てをし、行倒れや酔っ払いは介抱したうえで次の宿継ぎ村へ送らせ、もし死亡した場合は、問屋・庄屋・組頭が立ち会い、その者の状況・所持荷物などを記し、奉行に提出してその指図を受けるように命じた。特に幕府の荷物、継

飛脚は遅れず勤めることとし、往來の旅人の宿泊は毎日宿帳に記帳させることとした。宿駅として不審者の入り込むことを警戒しつつ、旅人の保護にも留意し、さらに公用を完全に果たすことを命じているのである。

港としての規定も、貞享二年の「条々」とほとんど同様だが、難渋している船への海難救助をあらためて命じるとともに、幕府船入津の際は洪滞なく勤めること、公儀の船あらためがある時は、浦辺の役人や問屋・船宿の者が出向き、他国船の出航を止めて奉行の指図を受けるよう指示していることなどが新たに追加されている。また実際にも、藩は出入りする廻船の監視を重視し、新しく兵庫廻船奉行・兵庫廻船改役を設け、和田崎の番所に昼夜詰めるようにさせている。

津中の生活風俗については、銘々家事に励むことを命じ、怠ける者には、五人組内で意見をし、悪事に走る者のないよう留意させ、武芸の稽古や長脇差を帯びることを禁じた。衣類は妻子ともに儉約させ、身分不相応となることを禁じ、嫁取も質素にし、婚儀の会食は一汁三菜を限度と定め、花嫁に水を浴びせる慣習も禁じた。また操り人形・歌舞伎・浄瑠璃・諸勧進・物もらいなどが津中へ入ることも、他領で行われる歌舞伎・操り人形を見物に行くこともともに禁じた。

津中の人々の移動にも注目している。毎年人別や宗旨を吟味して帳面を作り、寺社の者や町人百姓の逃亡、破産などで移動があれば報告させ、二、三年も音信不通の場合は人別帳からはずしてその理由を届け出させた。奉公人として他所へ出ることは、たとえ一季(一年)・半季(半年)でも停止し、もしやむを得ない理由があれば奉行の指図に従わせ、また所用や商売で他国へ出る時も奉行へ届け出させた。こうして人口移動を把握するとともに、稼働人口の減少を防止しようとしたのである。

防災に関しても、貞享二年の場合と同様で、消火・水防にあたることを命じている。

兵庫津商業　西国諸藩は、換金や大坂商人への借銀返済のため、多くの蔵米を大坂に廻送したが、その総

の展開　登高は、正徳四年(一七二四)一一二万石、享保初期八三〇万石、明和三年(一七六六)一

四一萬石、安永五〇九年(一七七六〇)平均一二五萬石で、享保初期は減少したが、その後は一二〇〇一四〇万石台になっている。

これに対して、商人が諸藩や家臣などの売る払い米を現地などで買い請け、上方へ積み登した納屋米の大坂入津量は、正徳四年二九万石、元文元年(一七三六)二三万石、文政年間二八・八〇三二・八万石で、領主

第二節 兵庫津と商業

表 57 大坂へ移入された主要商品の变化

種 類	正 徳 4 年 (1714)		元 文 元 年 (1736)	
	数 量	価 銀	数 量	価 銀
納 屋 米	282,792 ^石	40,813 ^貫	220,791 ^石	8,637 ^貫
菜 種	151,225 ^石	28,048	128,859 ^石	
材 木		25,751		6,955
干 鰯		17,760		3,492
白 木 綿	2,061,473 ^端	15,749		
紙	148,464 ^丸	14,464		6,884
鉄	1,878,168 ^貫	11,803	1,011,939 ^貫	2,948
掛 木	31,092,220 ^貫	9,125	38,697,509 ^貫	4,828
銅	5,429,220 ^斤	7,171	3,049,725 ^斤	3,511
木 綿	1,722,781 ^斤	6,704	1,603,878 ^斤	3,597
煙 草	3,631,562 ^斤	6,495	2,683,056 ^斤	1,965
砂 糖	1,992,197 ^斤	5,614	2,730,586 ^斤	
大 豆	49,930 ^石	5,320		
塩	358,436 ^石	5,230	462,677 ^石	
小 麦	39,977 ^石	4,586		
塩 魚		4,156		
胡 麻	17,142 ^石	4,129		
綿 実	2,187,438 ^貫	3,919	394,950 ^貫	221
生 魚		3,475		2,409
毛 綿 緞	116,647 ^貫	3,430	52,096 ^貫	1,983

資料：大石慎三郎『日本近世社会の市場構造』、『大阪市史』1

米と比較すると、数量は少なく、廻米量の変動は大きい。

さらに大坂へ廻送される他の納屋物を見ると、表57のように正徳四年に比して、元文元年分は数量的にはとんどが減少している。例えば、灯油の原料である菜種は一五万石余から一二万石に、綿実は一八万七四三八貫から三九万四九五〇貫に、綿織物の原料綿は一七二万斤余から一六〇万斤余に、銅は五四二万斤余から三〇四万斤余に、鉄は一八七万貫余から約一〇一万貫になっている。

これら諸国の商人がもたらす納屋物の売却は、必ずしも大坂に限定されず、価格や運賃でより有利な場所があれば、その途中でも売りさばかれる傾向があった。

こうした流れに注目した兵庫の浜本陣五人は、関係諸藩に納屋物販売を願い出て、それぞれの藩領の商船を浜本陣に到着させ、その貨物の売買を始めた。その結果、問屋の一人北風荘右衛門方へ来ていた伊予・土佐・筑前・石見・広島五カ国の商船も寄りつかなくなり、他の問屋も打撃を受けるようになった。そこで荘右衛門は、享保十三年（一七二八）九月、取引のある藩の家中役人にあてて、従来兵庫表では海陸とも藩御用や家臣往来時の接待または藩主御用など数年勤めてきたことを挙げ、この御用を続けるために、領分の諸商船が納屋物を積み登ってきた時は、荘右衛門方で売買するよう命じてほしいと嘆願している。このように問屋側も巻き返しをはかった。

一方、浜本陣は商船の荷主・船頭の扱い方に馴れていなかったため、いったんはそれぞれの藩の浜本陣に立ち寄るようになった商船の荷主や船頭も、次第に浜本陣での売買を忌避するようになった。浜本陣もついに客を問屋に譲ったり、名目は残しても実際は有力な問屋に客との取引などをまかせerようになった。とは

いえ、問屋の扱う納屋物の変動は大きく、享保期の不況時には、問屋数も延宝年間の一三六軒から七六軒に減少している。

さて元文期に納屋物の大坂市場への搬入が停滞した理由を、大坂商人も、途中で販売されたからだと考えた。その一例として材木があげられる。

宝暦四年（一七五四）大坂材木商仲間、西宮町・神戸村・兵庫津・御影村・脇浜村の五カ所の材木市が、大坂へ着くべき材木を途中で取引するため、材木が減少して価格も上がり、幕府の御用材調達にも影響するという理由で、五カ所材木市の禁止を大坂町奉行所へ訴え出た。町奉行は大坂城代ともはかり、五カ所の材木購入は認められたが、購入材木はすべて大坂問屋へ売り渡し、五カ所で必要な材木は改めて大坂から購入するように命じた。これに対し五カ所の商人は、材木取引は正徳年中から行っており、大坂へ送状のある材木以外は自由に売買できるはずであると領主尼崎藩に願い出た。藩もこれを認め、大坂城代に証拠の文書を示してとりなしたので、五カ所に限っては材木売買が承認されることになった。

しかし兵庫の問屋が売買できる商品は限定されていた。明和六・七年に従来売りさばいてきた商品を列記した記録を見ると、

米穀ならびに雑穀類・材木類・炭薪類・干鰯類・油粕類・扱苧類（麻苧）・生魚類（魚貝）・塩魚類（塩魚干魚）・檜木縄類・紙類・鯨数の子類・タバコ類・椎皮桃皮類・榎実・昆布・塩・芋・鯨油（魚油）・木綿・コンニャク玉・石灰・青物類・竹・鉄・畳表・海藻の類（海藻類ならびに干物類）・実綿・綿実・市皮・苫・シニコ皮・蕨縄・空樽・タフ皮・藍玉・茶

の三六種があげられており、その他は大坂の商業の妨害になるという理由で制限されていたのである。幕府としては、膝下の江戸の物価を最も重視していたので、江戸への商品の大きな移出元である大坂市場を保護し、九州・中国・四国などの商品を大坂市場に集め、それを江戸へ送らせる流通機構を維持したかったのである。

一方、廻船業者たちは納屋物の買積商いに進出した。享保十七年たまたま岡山藩が綿座・綿実座を廃止した時、御影・大石浦の廻船業者が早速これに注目して買積商いを行っているが、こうした近辺の廻船の活躍は、兵庫津でも問屋などの注目するところとなった。買積商いというのは、船主自らが船に乗るか、さもなければ船主が船頭に積荷購入資金を委託し、その才覚のもとに寄港地ごとの有利な積荷の売買を行いながら巡航するものである。これは海難の危険はあるが、遠隔地間での地域価格差にもとずいて大きな収益をもたらした。

兵庫津内の廻船業者はもとより問屋などのなかからも、積極的に買積船の運営に乗り出す者が出てきた。その反映とみられるが、享保十九年には九艘しかなかった廻船が、明和六年には二五艘に増加している。

市中の発展と 階層差の進展 表58に示したように慶長七年(一六〇二)から享保十四年(一七二九)の約一二〇年間に、市中の町数は四〇から四四に増加し、寛文頃には一万三五一七人であった人口も宝永八年に

二万人を数え、以後やや停滞して享保十四年は一万九七六六人となっている。この時代の都市の傾向では、一般的に出生率よりも死亡率が上回るのので、都市での人口増加は、内部的な自然増というよりも、他所他国からの移入人口が移入人口を上回った社会増の結果といべきで、兵庫での人口増加も移入人口の増加によ

第二節 兵庫津と商業

表 58 兵庫津の町・家・人数の変遷

年 代	町数	家数	カマ ド数	本家	借家	総人口	男	女
慶長 7(1602)	40	軒 878				人	人	人
寛文ころ		1,608				13,517		
宝永 8(1711)		3,271				20,802		
享保14(1729)	44	3,595	3,934	1,868	1,727	19,766	10,984	8,782
元文 4(1739)	44		4,245	1,957	2,288	20,546	11,265	9,281
宝暦 9(1759)	44		4,707	1,970	2,737	21,030	11,370	9,660
明和 6(1769)	45		4,986	1,983	3,003	21,912	11,739	10,173
天明 7(1787)	45		5,509	2,441	3,068	19,588	10,270	9,318
天保 9(1838)	45		6,884	2,158	4,726	19,791	9,752	10,039
元治 1(1864)	47		7,253	内住居 6,281	内空家 972	19,556	9,398	10,159

(注) 宝永8年の牛数85匹、馬数25匹、駄馬数3匹、享保の年次は14年と推定。元治元年人口は史料記載。
資料: 『兵庫岡方文書』、『神戸市史』資料2、『加藤省吾文書』

るとみられる。

享保十四年の人口の内訳は、男一万九八四人・女八七八二人で、女性一〇〇に対する男性の割合は一二五となり、なお出稼ぎ型の様相を呈している。ちなみに男のうち一五歳から五〇歳までの稼働人口は六三六三人である。これは商家の丁稚・手代や手工業者の弟子さらには船乗りなど単身の男性が多いためであろう。

また家数は三五九五軒であるが、世帯数を示す竈数は三九三四で、家数より多い。つまり長屋など一棟の家屋に二世帯以上が住んでいたことを示しており、一世帯は平均五人ということになる。

次に本家と借家との別をみると、本家数は一八六八軒、借家は一七二七軒で、借家戸数が家持ちの本家数にほぼ迫る数となっている。こうした借家人の多さからすれば、江戸時代初期のいわゆる譜代下人などの奉公人が、次第に独立し得た結果も含まれているとみられる。借家人や同居人が必ずしも本家居住者より貧しいとはいえない。しかし、

借家人の増加は、一方で家主に家賃収入の増大をもたらし、他方では生活の不安定な借家人が増加していることを示しているのである。

兵庫町人の 天和元年（一六八一）に兵庫津で、背後地の川東や川西に耕地を所有していた者は、七八五人
新田開発 へのぼっている（表59）。このうち農民として自立し得る最小規模の耕地面積三反以上を所持

する者は一四五人で、耕地登録者の一八・五％にすぎない。残る六四〇人は零細耕地しか持たず、一町以上の耕地を持つ二七人の小作人になるとしても、その数は限られている状態にあった。またこの時期から元禄期にかけては農業技術の面でも進展がみられ、農民は耕地の拡大を望んでいたし、町人のなかにも土地所有への意欲があった。

兵庫津でも元禄年間、兵庫と御崎村の間にある和田芝野において、名主・庄屋ら八人による新田開発が試みられている。この時開墾によって一町一反余の耕地を得たが、この地域は御崎村が秣場としていたところであったため、これに抗議して訴訟となった。その結果、芝野については御崎村の勝訴となったが、既に開墾された耕地はそのまま開発者八人に下付されることになった。しかし耕地はその後放棄されたため荒地となり、再び他領の者がその開発を願ったので、新出願者の耕地となることを危惧した兵庫津の地方庄屋仙右衛門は、大坂の小橋屋宇兵衛を仲介役に御崎村との折衝を重ね、よう

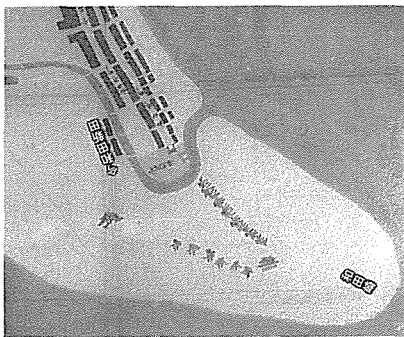


写真 72 今和田新田位置図
（兵庫津絵図より）

第二節 兵庫津と商業

表 59 天和元年(1681)兵庫津川西・川東の耕地所有状況(1) (単位:人)

登録人 居住町村名	所有耕地 面積								合計
	1反 未満	1反~ 3反 未満	3反~ 5反 未満	5反~ 1町 未満	1町~ 2町 未満	2町~ 3町 未満	3町~ 4町 未満	4町 以上	
1 今出在家町	6	3		1					10
2 磯之町	23	9							32
3 魚棚町	7	5							12
4 江川町	8	7	5	1	1				22
5 鍛冶屋町	10	6	1						17
6 川崎町	4	2							6
7 北宮内町	3	1	1						5
8 木場町	2	5	1		2	1			11
9 木戸町	5	10	1						16
10 北中町	4	6	1	2	1		1		15
11 切戸町	18	5	3	4	2				32
12 小物屋町	1	6		2	3				12
13 小広町	4	6							10
14 算所村	2	5	1						8
15 逆瀬川町	7	5	2	1					15
16 新在家町	26	8	1						35
17 鹿屋町	10	11	3	2					26
18 塩屋町	11	10	3						24
19 島上町	11	1							12
20 神明町	10	4	1						15
21 新町	22	10							32
22 関屋町	10	4							14
23 匠町	4	1							5
24 長福寺町	9	9	3						21
25 出在家町	18	5	1						24
26 鳥屋町	7	1	2						10
27 長沢町	7	10	7	3	3				30
28 西大路町	5	4	1		1				11
29 西出町	8	1							9
30 西宮内町	20	13	4	5	2				44
31 西柳原町	8	1	5	1	1				16
32 東柳原町		3	3	2	4	1		1	14

表 59 天和元年(1681)兵庫津川西・川東の耕地所有状況(2) (単位:人)

登録人 居住町村名	所有耕地 面積								合計
	1反 未満	1反~ 3反 未満	3反~ 5反 未満	5反~ 1町 未満	1町~ 2町 未満	2町~ 3町 未満	3町~ 4町 未満	4町 以上	
33 東出町	1	1							2
34 船大工町	22	6							28
35 細辻子町	10	4	3	3					20
36 松屋町	11	3							14
37 宮内町	11	3							14
38 宮前町	16	7	1						24
39 湊町	7	14	3	3	1				28
40 三川口町	3	7	11	8	1	1			31
41 南中町	19	14	6	1					40
42 門口町	2	5	3	2					12
43 和田崎町	5	2							7
小計	397	243	77	41	22	3	1	1	785
1 ひじり			1	1					2
2 その他	6	8	2						16
小計	6	8	3	1					18
1 御崎村	14	25	5	1	1				46
2 尻池村	7	15	1						23
3 鳥原村	5	2							7
4 坂本村	7	5	2						14
5 走水村	5	9	2						16
6 二ツ茶屋村	36	15							51
7 北野村	1	1							2
小計	75	72	10	1	1				159

資料:「兵庫岡方文書」

やく享保七年六月新田開発について双方の妥協が成立した。すなわち和田芝野について御崎村側は秣場としてまず三町歩を、兵庫側は元禄年間の方も合わせて新田三町七反余を確保する、残りの土地のうち四割は御崎村方、六割は仙右衛門方とし、また秣場三町歩をも開墾する必要が生じた場合は双方協議してこれを折半すると定めている。

これによって仙右衛門はあらためて私財を投じて新田開発に着手し、翌八年十月には用水取樋と悪水抜樋などの灌漑排水工事を完成、十一月には検地を受け、下々畑六町八反一畝二八歩を所持するようになった。これを今和田新田という。

2 幕府支配下の兵庫津

幕府の兵 庫津支配 明和六年（一七六九）幕府は、兵庫・西宮など西摂沿岸一帯を幕府領に編入した時、兵庫津については、山林や耕地に關しては代官の支配とし、津中町方の支配は大坂町奉行に命じた。大坂東・西両町奉行所では、新たに兵庫・西宮上ヶ知方という役を新設し、東組・西組からそれぞれ与力各二名・同心三名を出してこれに任じた。

兵庫・西宮へは勤番として毎月両組から交代して、小買物以下の与力各一名、組頭筆頭同心各一名を派出し、与力には十人扶持、同心には三人扶持の出張手当が与えられた。また飛驒高山の代官付地付役人六人を、半数ずつ兵庫と西宮に移して地付同心とした。

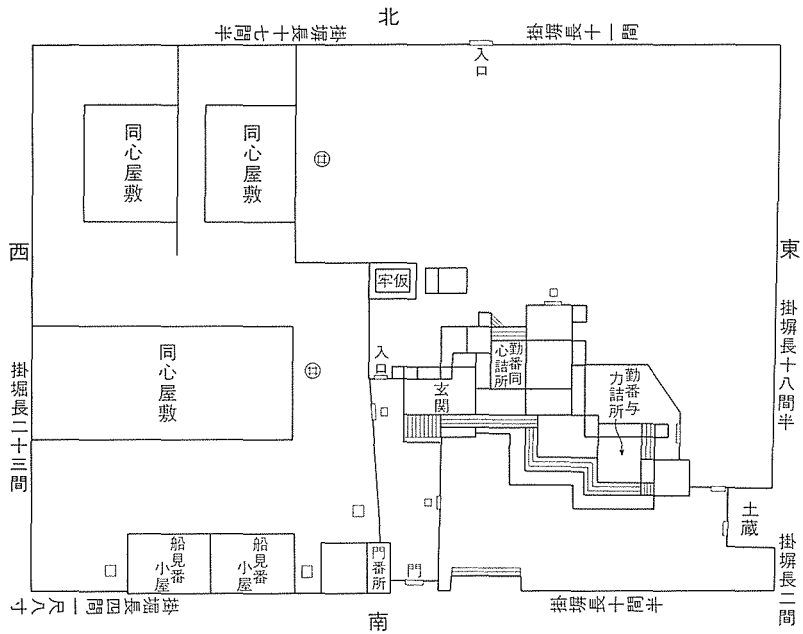


図 19 勤番所 平面図

大坂町奉行所内の兵庫・西宮上ヶ知方は、それぞれの地に派遣されている勤番与力の取り扱った事柄を記録し整理して、町奉行へ必要書類を提出し、町奉行の裁許を勤番与力へ伝えた。また付属の地方役は兵庫での芝居その他諸株の書類や水帳(土地台帳)を担当し、寺社役は寺社関係、勘定役は勤番所の経費関係、盗賊吟味役は盗賊の吟味を担当し、訴訟は大坂両町奉行が直裁した。兵庫の陣屋は改築されて勤番所となった。勤番所の敷地は六九〇坪(二二八二平方メートル)で、この内に地付同心三人の屋敷が各人五〇坪ずつ割り当てられた。勤番所の門番は足軽が交代して各一人、和田崎船見番所(建坪六坪)に船見番足軽二人を置き、勤番与力以下足軽まですべて勤番所に居住した。勤番所には仮牢もあった。

第二節 兵庫津と商業

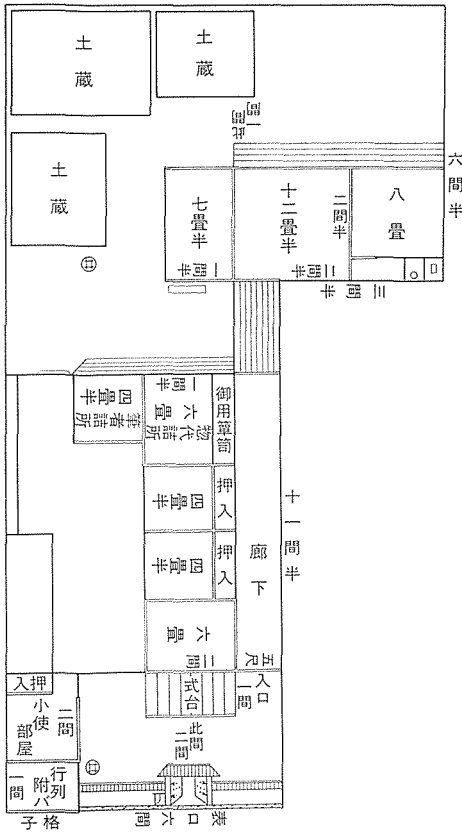


図 20 岡方惣会所平面図

勤番与力は津中からの願書や訴訟を受理して、大坂町奉行所内の関係諸役に伝達するほか、神事祭礼を巡視し、火付盗賊の逮捕や町中の巡回にあたり、勤番同心、地付同心はこれを補佐した。

津中の市制にも若干の変化が生じた。まず各町の組頭は年寄と改称された。名主は、三方(岡方・北浜・南浜)それぞれ複数であったが一人ずつとなった(104頁表17)。名主の選出も、松平氏の支配下では三方それぞれ組頭が選出していたのを改め、方角(三方のうち該当する一方)ごと町人(家屋敷所持者)一人に一票を原則とし、町年寄の投票は町人の一〇票に相当するものとし、さらに他の二方の名主の投票(町人の二五票に相当する)を加えるという格差をつけた方法による多数決となった。

こうして選出された三方の名主は、月番を定めて月番名主が三方一円の名主として事に当たった。月番中は毎日勤番所に詰めて、与力の下で市政に参与し、大事な事項は惣会所に他の兩名主を招集して協議した。名主は帯刀一本を許され、肩衣を

着て威儀を正し、屋号を一般町人のように肩書とせず、頭書とする特権を与えられた。

惣会所で勤務する惣代は、三方それぞれに一人いるのが原則となり、また名主と同様に月番制をとった。市制の事務や法令に熟達した惣代は、苗字を名乗り、子息を見習として置き、世襲するようになった(105頁表18)。

岡方惣会所の平面図を見ると、惣代詰所の隣室に筆者詰所もあり、見習もしくは筆者がいたと考えられる。そのほか小使部屋もあり、ここに一人小使がいたようである。

租税の変化

租税にかかわる賦課は、藩領時代の課目が原則的に継承される。兵庫津の場合賦課は、地子方と地方との二本立てになっており、幕府領になってからもその形は変わらず、いずれも代官が管轄した。

地子方は町方にかかわる地子と諸営業に関する賦課である。地子は大坂では免除されていたが、兵庫では幕府領になってからも、藩領初期の石高が本高として継承され、新しく町屋となった分は新田屋敷として加えられている(表60)。

諸営業に関する賦課では、藩領期から引き継いだものに、水主米・訴訟銀・傍示銀・他国船囲敷地銀・左官冥加・鍛冶屋冥加・廻船渡海船運上などが(表61)、幕府領になってから新しく加えられたものに、船大工・同家業場・糶屋・畳屋・旅籠屋などへの冥加銀や輪木銭(船焼きの明かりが

表 60 兵庫津地子方の貢租 (文久3年(1864))

区 分	高	諸引残高	取 米
本 高	石 1,012.2	石 999.81	石 499.905(免5)
新 田 屋 敷	323.592	321.828	325.427(免10)
見 取			0.769
伝馬宿入用	0.8		
六尺給米	1.162		
蔵前入用	銀200.12		

資料:「兵庫岡方文書」

第二節 兵庫津と商業

のほか地地方・地方ともに、幕府領で共通の高掛り三役が課された(表62)。幕府領になってから、特に新しく株仲間の結成が進められ、大坂町奉行所へ冥加銀を上納するようになった業種には、諸問屋・殺物仲買・干鰯仲買・湯屋・茶屋・定芝居などがあり、なかには諸問屋のように納付

影響する漁業への補償金で、藩領期は漁民に徴収が認められていたが、幕府領になってからはその半額を上納させた)などがある。その課目は明和八年さらに人乗船・茶船・魚買船などにも広げられた。

表 61 兵庫津地地方の運上・冥加金 (文久3年)

種 目	運 上
(藩領期から継続の分)	石
1 水主米	米 93.5 匁
2 訴訟銀	銀 2,370
3 傍示銀	// 645
4 材木置場冥加	// 20
5 他所船作事敷地銀	// 50
6 他国船囲敷地銀	// 525
7 瓦師冥加	// 81
8 左官冥加	// 315
9 鍛冶屋冥加	// 118.5
10 水車大工冥加	// 108
11 廻船	// 358.92
12 渡海船	// 2,388.72
13 納薪銀(木柴代)	// 42.28
(幕府領期より新規の分)	
① 船大工家業場	// 96.5
② 糶屋14軒	// 31.5
③ 畳屋10軒	// 150
④ 旅籠屋51軒商人宿67軒	// 118
⑤ 輪木銭	// 21.25
⑥ 船大工	// 1,335
△ 人乗船	// 1,344
△ 小宿茶船	// 2,087.8
△ 煮売茶船	// 857.33
△ 休茶船	// 1.5
△ 魚買船	// 126
△ 通船	// 96.24
△ 小廻船	// 542.4
☆ 西出町働場冥加	// 44.12
☆ 紺屋27軒	// 55.3
☆ 漁師働場冥加(網繕ほか)	// 41.7
☆ 漁師道具納屋地代	// 21.3
☆ 醬油造冥加	// 212.9
☆ 瀬取運上	// 40.58
☆ 油樽屋冥加	// 108
☆ 輪竹職冥加	// 19.6
☆ 線香屋冥加	// 27
☆ 網打職冥加	// 58.5

(注)この他に家根葺役銀18匁(藩領期よりあってその後消滅)、生貝船運上(明和8年新設、その後消滅)があった。

□: 幕府領初期新規の分

△: 明和8年より新規の分

☆: 天明8年以降新規の分

資料: 『兵庫岡方文書』、『神戸市史』資料2

銀高の多いものもあった(表63)。

表 62 兵庫津地方の貢租(嘉永4年(1851))

区 分	高	納 高
本 高	石 2,626.3	米 1,665.68
新 田	348.131	米 210.31
見 取		米 0.4
水車運上		銀 104.7
六尺給米		米 0.155
蔵前入用		銀 370.17
伝馬宿入用		米 1.481

(注) 史料記載本高新田取米合計 1,875石99
史料記載納米合計 1,878石026

資料:「兵庫岡方文書」

表 63 兵庫津株仲間冥加金(天明7年(1787))

種 目	冥 加 金	備 考
諸問屋121軒	銀18貫400匁	明和8年株免許
穀物仲買125軒	// 860	//
干鰯仲買70軒	// 860	明和9年株免許
干魚塩魚仲買70軒	// 215	//
生鮑仲買23軒	// 129	//
たばこ仲買73軒	// 258	安永2年株免許
素麵屋25軒	// 150	安永4年株免許
焚湯仲間33軒	// 473	安永元年株免許
茶屋株15軒	金 30両	明和7年株免許兵庫駆馬持納
定芝居1軒	銀 430匁	明和8年株免許算所村衆納
米市場仲買30軒	// 1貫419	明和9年株免許

(注) 大坂町奉行所へ上納分
資料:『神戸市史』資料2

3 兵庫津商業の展開

株仲間の 老中田沼意次のもとで進められていた株仲間結成への動きは、仲間に営業の独占を与えて、運
成立 上金や冥加金の増収をはかろうとするもので、幕府領に編入された兵庫では、その動きが次第
に顕著になっていった。

まず明和七年（一七七〇）兵庫駅所への助成目的で茶屋株一五軒、翌年定芝居株一軒が許可されたが、他所
他領の者と競合する業種の場合はその認可が遅れ、同九年諸問屋株一二一軒が、さらに同年穀物仲買・干鰯
仲買・干魚塩魚仲買・生鰯仲買・米市場仲買・焚湯仲間がそれぞれ許可され、安永二年（一七七三）にはたば
こ仲買、同四年には素麺屋が許可されている。

しかし株仲間の認可にはかなりの紆余曲折があった。諸問屋の場合は、明和六年の幕府領編入後直ちに株
仲間を出願しているが、翌年六月に江戸の沢田屋弥七、大坂の檜木屋源兵衛・河内屋六左衛門の三人が兵庫
問屋一二〇軒の株を、上納する冥加銀を多くして出願したので、同八年十二月株は沢田屋側に許可されてし
まった。この三人は翌九年六月兵庫西出町において、江戸屋孫太郎という名義で、諸問屋を差配するとし、
一二〇軒から名義貸料として銀三六〇貫目を徴収しようとした。

そこで兵庫の諸問屋側は結束してこれに抵抗し、大坂町奉行所へも出訴したが、町奉行は双方合意して問
屋株を請けるようにという立場をとったので、兵庫側は納得せず、ついに瓜屋長左衛門の仲介で直接交渉し、

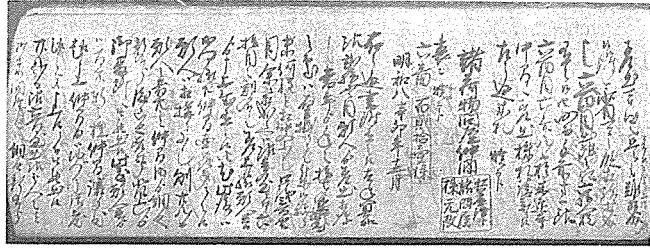


写真 73 諸問屋株の記事（「万控之留帳」）

この仲間規約の内容は、(1)幕府指図外の城米は一切取り扱わない、(2)出所のまぎらわしい穀物は売買しない、(3)問屋・舟宿に現物の無い穀物は売買しない、(4)風難で濡れた穀物をみだりに売買しない、(5)穀物は幕府公定の京升ではかって売買する、という制限の厳しいものである。

問屋株を銀七〇貫目で買い取ることに決した。諸問屋仲間は申し合わせて、一人前銀六〇〇目ずつ出すこと、一時に出銀できない者は月賦で出し、出銀が済めば株札を渡すこととした。銀六〇〇目を直ちに届出した問屋は六〇人余で、その他の者の株の購入資金は、富裕な問屋が立て替えて払ったと考えられる。穀物仲買の場合も明和六年八月に株の免許を出願したが、直ちには認可されなかった。そこで十月再び願書を出し、大坂への送り状のある貨物を取引しない、米買付の契約金として実額の三分の一だけ支払って蔵元から受け取った米切手を他へより高く転売するような不実な商売や、投機的な米の空売買などはない、その他大坂米市場の障害となるような行為を慎しむなどを誓約書として提出し、銀二〇枚の冥加銀を毎年十二月に上納する条件で株仲間の認可を得ようとした。ところが同月鍋屋九兵衛ら二三人も、従来穀物商であるという理由で別に株の免許を取ろうとし、その他の者の申請もあつたりしてなかなか認可されるに至らなかった。同八年十二月になってようやく認可され、大坂町奉行に穀物仲買名前書と仲間規約とを差し出している。



写真 74 干鯛仲買寄進の灯籠 (薬仙寺)

町奉行も、願の趣旨に背いたり、慣例でも見逃し難い弊害のある時、さらに大坂への貨物を引き取ったり大坂側の障害となる際は、吟味の上廃業処分か処罰するとし、翌年から毎年銀二〇枚を十一月中に必ず上納するよう命じた。大坂町奉行が大坂への商品集中をいかに重視していたかがわかる。穀物仲買は、穀物を仕入れてこれを他地方に売ることを営業としていたが、精米小売も行っていたので、津中ではこの株仲間外の白米小売は厳重な制裁を受けた。

干鯛仲買は、早く仲間を結成し、享保期以後は古組と新組の二組あって、対立も生じていた。まず明和六年八月古組三五人が、毎年一〇枚冥加銀を納入するとして株仲間を出願した。次いで新組一九人も出願したので、大坂町奉行所では同業者にも諮問した結果、両組が合併することを勧めた。こうして両組五四人は一組となり、同年十月あらためて、銀一五枚の冥加銀を上納するとして出願した。しかし奉行所は冥加銀の増額を再三迫り、長い折衝のすえついに明和八年十二月、冥加銀は初年度に限り銀二〇枚とするが以後は一五枚とすることで、ようやく株仲間が認可された。とはいえ翌年正月の干鯛屋仲間定書に連署した仲買は五人であり、冥加銀の割り当て分を出銀できなかった者の存在を推測させる。それでも以後安永七年にやっと五八軒となり、天明八年(一七八八)には七〇軒と増加している。

米市場仲買株の場合は、明和九年大坂・兵庫両地

の者の出願で、三〇軒が許可され、大坂堂島米市場と同様に兵庫でも佐比江で米市が立てられ、その取引は次第に盛んになっていった。これは大坂側商人が参加しているので、認可は早かったと考えられる。

こうして株仲間が認められると、冥加銀を上納しなければならなかったが、冥加銀は定額の場合もあったし、諸問屋のように変動する場合もあった。兵庫諸問屋仲間の冥加銀は、取引口銭高によって定められる方式で、口銭高合計銀三〇〇貫匁までは一七貫九三五匁、それ以上ある時は口銭一貫匁につき銀六〇〇匁を増す定めであった。

このため取引高を記した仕切帳を、奉行所で点検するため、仲間の代表が大坂へ出張・滞在しなければならぬ。当然滞在費用がかさむのみならず、口銭の実態を奉行所側に把握されるというのも不都合であった。そこで安永三年二月諸問屋仲間は、滞在費用を口実に、口銭額の多少にかかわらず冥加銀は定額の一八貫匁とすることを出願した。奉行所はこの額の引上げを命じて再三却下し、ようやく翌年八月銀一八貫四〇〇匁の定納とすることで決着した。

この交渉中に作られた「口銭高書上目録」によると、安永二年十二月一日から同三年五月末日までの半年決算による問屋口銭の合計額は、銀一三三貫七四七匁四分三厘であった。この時間屋株一二一軒のうち、二四軒は休業している休株であったから、これは残る九七軒分の口銭総額ということになる。この半年決算の問屋口銭総額を倍増し、仮に一年分二六七貫四九四匁八分六厘とすれば、三〇〇貫匁には満たないので、冥加銀は一七貫九三五匁となり、定納として一八貫四〇〇匁としたのは問屋側に不利であったといえる。

加えるにこの時期なお営業不振な問屋も多く、ついに安永九年十二月には冥加銀の上納が困難になり、諸

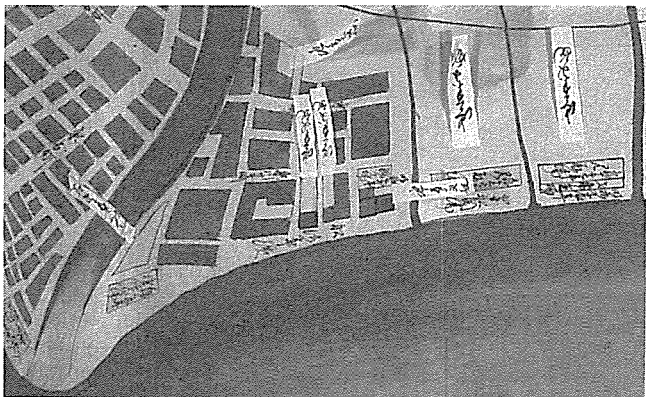


写真 75 北国船囲い場(兵庫津絵図部分)
東出町浜に船作事場・北国船囲場・材木置場がみえる。

問屋仲間は、幕府に対し、南鐐銀二〇〇〇両を借用しこれを運用してその利息で上納銀額の不足を補うことを願い出た。借用条件は、北風荘右衛門らの所持する家屋土蔵など九カ所を抵当とし、金二五両につき一月五朱つまり年利一五%の利息を支払うというものであった。

北風家の こうした状況から経営を次第に拡大してきたのが

台頭

北風家である。安永三年五月末日までの半年決算

で、諸問屋各家の口銭額をみれば、貝屋仁右衛門の六貫一六七匁余を最高とし、五貫匁台は三人、四貫匁台は四人、三貫匁台は六人、二貫匁台は四人、一貫匁台は二五人、一貫匁に満たない者は五四人も存在していて、問屋でも経営の苦しい者が多かった。

このなかで、先の半年決算で口銭額が三貫匁余しかなかった北風荘右衛門は、安永年間先祖の残した埋蔵金を掘り出し、安永二年に浜の家、安永五年に浜の蔵を購入して営業拡大を図っている。また不振の親類にもその依頼を受けて安永二年に銀六四貫匁を貸し与え、親しい者二八軒にも助勢銀一一四貫六三匁余を貸している。

また、北国・西国はもちろん各寄港地ごとに有利な積荷の売

買を行いながら巡航して、遠隔地間の価格差に基づく利益を得るといふいわゆる買積船の経営にも、北風荘右衛門は積極的で、初期はいづみ屋弥兵衛その他と共同出資をして泰久丸などの廻船を購入し、買積船経営に乗り出している。天明二年にはトウクラゲのような食品を江戸へ廻送して販売したようである。寛政八年（二七九六）には自己所有の廻船二艘を店に貸し、その貸賃として個人会計に四貫匁の収入を得ている。こうした副業で得た利益を天明二年の決算時に店方勘定に入れ、繰越欠損を一掃し、以後年々順調に純益を残していった。

兵庫津の廻船はさらに北前船として遠く北海道までも航行して新市場で利益を上げたようであるし、北国船の入津も相次いで商いが行われた。入津した北国船を冬期困って置くための困い場があって、天明八年には一六艘分の困い場浜賃として二四〇匁を上納している。

天明七年の 天明二年から七年までは飢饉・凶作が続いた。このため全国的に一揆や都市の打ちこわしが打ちこわし 広がった。天明二年五月から七月の長雨で、西摂地方では米価が一石当り銀一三〇匁にも高

騰し、この年の年貢の軽減をめぐる十二月には農民が強訴を企てようとする動きもあり、翌天明三年十月には摂津西成郡数カ村の農民が不穏な行動を見せ、さらに天明四年には摂津川辺郡小浜・生瀬・川面村など九カ町村の者が、米価上昇で利益を得た米商人などを打ちこわしている。

天明七年は三月から雨天が続ぎ、近畿・中国・九州で洪水が起こった。当然凶作が予想され米価も上昇した。危機を感じた兵庫の三方名主は、月番惣会所で四月二十九日から窮迫人に対する救済抛金の協議を始めた。神戸村の俵屋孫兵衛はすばやくこの事態に応じて、白米一升六〇文の安値で販売したので、兵庫の搦米

第二節 兵庫津と商業



写真 76 施行も行われた七宮神社
(若林秀岳画)

屋は支障を唱えたが、兵庫勤番所はこれを抑えた。大坂では五月十一日に天満伊勢町で打ちこわしが始まり、周辺にも波及していった。

兵庫勤番所では五月十三日名主藤左衛門を呼び出し、米を一升銀一匁で安売するよう協議したが、打ちこわしはその日の夕方から始まった。そして深夜までの間に、北中町米屋十兵衛、小物屋町平野屋半右衛門、木場町岡本屋伊左衛門、同町瓜屋嘉兵衛、木戸町和泉屋弥兵衛、同町和泉屋伊兵衛の六軒の米屋がこわされている。

勤番与力は直ちに被害者とその家主とを岡方惣会所に出頭させ、被害状況を調査し、十五日には大坂町奉行所から加番として与力二人、同心四人の来援を得ている。以後岡方惣会所を休憩所として勤番同心は津中を巡回し、加番与力と同心は内密に巡回して、警備と打ちこわし参加者の逮捕にあたった。逮捕者は十六日から、十七、二十一、二十二日の四日間に計一八人が大坂東町奉行所へ護送された。内訳は宮内町五人、北宮内町・切戸町・東柳原町・和田崎町・算所村各二人、東出町・出在家町・門口町各一人である。米一升銀一匁の安売りは十三日から十八日まで続けられ、十九日には七宮神社境内で粥が施行され、二十日には諸問屋が出した義捐米二五俵が町々へ分配された。こうした間に内々で米を江戸へ廻送した北宮内町北屋久左衛門が、手鎖・町内預けの処

分を受けている。二十一日には義捐銀一〇貫匁と粥施行の残り白米を加えて、宮内町多葉粉屋半七方で、一人一合ずつ二千人に施行する旨が触れ出された。この頃から市中はようやく平靜化し、二十六日には打ちこわしを受けた後、板囲いをして商売が禁止されていた六軒の米屋も、窮民に「飯米を与える」というので赦免された。

六月一日には津中各穀物仲買、米小売商人に対し、安売りの際に押買いをした者の有無が調べられたが、大坂へ出頭中の二人を除いた六一人の業者は、三方名主にその事実はないと返答している。同時に問屋・穀物仲買に対する穀物調査も行われた。問屋分は、廻船荷主から預り分と問屋の購入分を合わせて、総計米二七六四俵（うち二五二俵は江戸廻米用）、大豆二七八〇俵、小豆九九〇俵、小麦二十五俵であり、穀物仲買分は総計七八二四俵で、そのうち三五三四俵は仲買所持分で津中へ搗売米として小売するもの、二九五〇俵が御影屋平兵衛船積荷物（越後三島米・筑前秋月米・越後高田米）、一三四〇俵も他所預り米である。六月二日北風荘右衛門が購入した米は豊前米（一石当り一七一匁・加賀米（一六三匁・高田米（二六五匁・長府米（二七一匁・庄内米（一五一匁）とやはり高値であった。

また六月十二日には日雇の賃銭が調査されている。蔵出しや船積みで米穀を運搬する日雇は一石につき銭十二文、俵別掛け改めの日雇は一石につき五文、浜から本船へ積入れの小回しをする賃は一石八文である。この調査は社会不安のもとでの都市賃労働者の生活実態を把握しようとするためであったろう。